⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 17 December 2018 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 17 December 2018 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 17 December 2018)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から平成30年12月17日午後４時まで

②　申請書等の提出期限　平成30年10月29日午後３時まで

③　入札の締切　平成30年12月17日午後４時まで

④　開札日時　平成30年12月25日午前11時

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、平成30年11月29日まで）

○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　国道45号　久慈大橋外上部工工事（電子入札対象案件及び電子契約試行対象案件）

⑶　工事場所　岩手県久慈市長内町第34地割～久慈市新井田第５地割　地内

⑷　工事内容　久慈大橋（本線）：鋼４径間連続非合成鈑桁橋（２連）（橋長　Ｌ＝270.4m）、久慈大橋（上り線）：鋼８径間連続非合成鈑桁橋（橋長　Ｌ＝268.1m）、久慈大橋（下り線）：鋼８径間連続非合成鈑桁橋（橋長　Ｌ＝273.1m）、久慈長内１号橋：鋼単純非合成鈑桁橋（橋長　Ｌ＝51.7m）

・工場製作・輸送　1,400ｔ、鋼橋架設工　1,390ｔ、橋梁現場塗装工　１式、橋梁付属物工　１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成32年７月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　1,390ｔ

⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

②　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。

③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑤　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⑥　本工事は、鋼橋上部工の長期保証を規定した試行工事である。指定した指標に適合するように、鋼橋上部工の一般的な材料及び工法を使用し、材料の選定、施工方法、施工管理等をより適切に行うことにより、鋼橋上部工の耐久性の向上を図るものである。

⑦　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑧　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑨　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じる対象工事である。

⑩　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑪　本工事は、入札説明書に対する質問として、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査単価（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく資材単価（以下、「特調単価」という。）に関する情報の提供希望が寄せられた場合、主たる資材について当該情報の提供を行う試行工事である。ただし、提供を行う情報は、質問回答期限内に特調単価がとりまとまっているものに限る。

⑫　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＣＩＭ（Construction Information Modeling／Management）を導入することによって、ＩＣＴの全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体でのＣＩＭモデルの活用による課題解決および業務効率化を図ることを目的として実施するＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

⑼　本工事は、平成31年１月31日までの契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成15年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記①の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れかが下記①の実績を有すること。

①　鋼橋上部工事で、次のⓐからⓓの要件を満たす施工実績。

ⓐ　道路橋（Ａ活荷重以上又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

ⓑ　橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋の新設工事であること。なお、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

ⓒ　最大支間長が25m以上であること。

ⓓ　施工実績が適切なものであること。

ただし、ⓐからⓓは同一橋梁での施工実績であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記ⓐからⓒの施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」とい